

意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

頁	改正案	意見
6	<p>(3) 接続料の構成 ～略～</p> <p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p> <p>① 第二種指定端末系交換設備 ② 第二種指定中継系交換設備 ③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備 ④ 第二種指定端末系無線基地局 ⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備 ⑥ 信号用伝送路設備 ⑦ 信号用中継交換機 ⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 ⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備 ⑩ 設備への帰属が認められないもの</p>	<p>本改正案は、平成 25 年 6 月に取り纏められた「モバイル接続料算定に係る研究会」における報告書に基づき、モバイル接続料の適正性、検証可能性及び公平性を確保する観点から、新たに設備区分別算定が設定されたものと理解しております。</p> <p>しかしながら、二種指定事業者以外の事業者は、接続料算定における会計が二種指定事業者と同等なレベルで整備することが過度な負担となる可能性が高いため、考慮していただく必要があると考えます。</p> <p>また、このことが要因となって、事業者間協議における合意形成の障壁となることを強く懸念しますので、事業者の実態や状況に応じて設備区分を設定できる運用が合理的だと考えます。</p>

10 別表第3

～
11

改正案

別表第3 様式 設備区分別明細（接続料の算出）		①第二種 指定端末 系交換設 備	②第二種 指定中継 系交換設 備	③第二種 指定中継 系交換設 備間の伝 送路設備	④第二種 指定端末 系無線基 地局	⑤第二種指 定端末系無 線基地局と 第二種指定 端末系交換 局間の伝送 路設備	⑥信号 用伝送 路設備	⑦信号用 中継交換 機	⑧携帯電 話の端末 の認証等 を行うた めに用い られるサ ービス制 御局	⑨他の電 気通信事 業者の電 気通信設 備と①～ ⑧との間 に設置さ れる伝送 路設備	⑩設備への 帰属が認め られないも の	(何)	計
接続料原価	設備コスト	運用費											
		施設保全費											
		試験研究費											
		研究費償却											
		減価償却費											
		固定資産除却 費											
		通信設備使用 料											
		租税公課											
		計											
		営業コスト	営業費										
間接コスト	共通費												
	管理費												
計													
利潤													
需要													
接続料（相当額）													

(注1) 音声接続機能について作成すること。

(注2) 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

以上